

論文の内容の要旨

論文題目 文化遺産としての中世
——フランス第三共和政期の知・制度・感性に見る過去の保存

氏名 泉 美知子

本論は「文化遺産」を革命後に誕生し、その後形成されたひとつの“思想”として捉え、現代社会では自明となっているこの思想がどのような歴史を持ち、どのように発展してきたのかについて考察したものである。この大きな問題を検討するにあたり、「中世」というもうひとつの主題を導入した。主題としての中世は、野蛮な様式として蔑視されたゴシック、啓蒙思想が迷信であると批判したキリスト教カトリックという二つの問題を含んでいる。つまり、ゴシックは 19 世紀において芸術の再評価の問題を、キリスト教カトリックは集団的アイデンティティの問題を提起することになる。かつて暗黒の時代と見なされた過去を、新たな眼差しで取り戻そうとする過程そのものが、文化遺産の思想形成と深く関わっていることを明らかにしようとした。

序論では、こうした問題提起や、本論の前提となる研究領域を明らかにし、先行研究の歩みを概観する。文化遺産という主題は、フランスでは 1980 年代以降活発に議論される対象となった。従来の研究は、保護政策の黎明期である 1830 年代から、ヴィオレ＝ル＝デュックが活躍した第二帝政期を焦点として蓄積されてきた。本論はそれらの成果を踏まえながら第三共和政、主に 1880 年前後から第一次世界大戦直前の 1913 年を分析対象としている。その時代設定は二つの法律の存在に基づくものであり、フランス文化財保護の歴史で言うなら、1887 年の法から 1913 年の改正法の時期にあたる。本論は二つの学問領域——美術制度研究と文学研究——から文化遺産という思想が形成される場を見出し、知・制度・感性という三つの柱を立てることによって総合的な検証を行った。この領域横断的な研究方法によって、「文化遺産」という思想の全体像を捉え、様々な対立を乗り越えながら形成されたその思想のダイナミズムを描き出すことを目指した。

第 I 部では、19 世紀末における二つの美術館コレクションと、それを構想した二人の美術史言説を分析し、長い間見過ごされてきた中世芸術に国民芸術の起源という権威を与え、復権させ

ようとした試みを考察する。第1章の比較彫刻美術館は、19世紀の数々の修復事業に携わり、その経験をもとに中世建築の理論、歴史に関する著作を残した建築家ヴィオレ＝ル＝デュックが晩年に構想した美術館である。完成を待たずしてこの世を去るが、後継者たちの努力によって1882年に一般公開される。その計画は、中世フランス彫刻を古代ギリシア彫刻との比較という視点のもとで展示することによって、両者の類似性を浮き彫りにしようとする試みであった。この建築家の美術史観を著作や雑誌論文を通して明らかにしながら、美術館コレクションに込められた中世芸術の再評価のための戦略について分析する。

第2章では、ルーヴル美術館学芸員ルイ・クーラジョが1882年に取り組んだ中世・ルネサンス彫刻部門の展示室拡張計画に光をあてる。この美術館の19世紀における中世コレクションの形成過程を通して、学芸員とアカデミー勢力が対峙する歴史を振り返る。蒐集活動で手腕を發揮したクーラジョは、1887年からルーヴル美術学校で講義を受け持つようになる。起源という主題を掲げたその講義のなかで、中世フランスは古代ギリシアの子孫であり、ルネサンスの母として、西歐美術史の大きな流れのなかに位置づけられる。彼の過剰なまでの愛国的な言説は、中世芸術およびルネサンス芸術をフランス精髓の独自の芸術的表出として称揚するものであった。国民芸術の起源を探求するクーラジョの考察は、アカデミーの美学理論に代わる芸術評価の新たな制度、つまり美術史学という学問の成立へと結びついてゆくことになる。ヴィオレ＝ル＝デュックやクーラジョは、中世という時代が古代に劣らない芸術の源泉、近代が学ぶべき芸術創造の豊かな時代であることを主張した。彼らの言説が、文化遺産の歴史的・芸術的価値を創出し、文化財保護政策の発展と密接に関わっていたことを論じる。

第II部では、19世紀における美術史学と文化財保護の制度化の問題を扱う。第3章では、中世芸術への歴史的、考古学的関心の高まりとともに、古代ギリシア・ローマだけでなく中世教育の設置を求める声に、フランスの美術行政がどのように対応したのかを見てゆく。1863年の教育制度改革におけるメリメやヴィオレ＝ル＝デュックの改革派と美術アカデミーとの激しい衝突を経て、19世紀末に中世芸術講座が高等教育機関で設置されるようになるまでを追いながら、第三共和政における中世美術史学の制度化への動きを確認する。

第4章では、19世紀フランスの文化財保護制度の成立を明らかにする。1830年から始動する歴史的記念物行政の組織作りや、指定作業と修復事業という保存活動を通して、19世紀の政策の特質を浮き彫りにする。当時のヴァンドリスムの状況、さらに他の建築行政との対立関係から、どのような問題を抱えていたのかについて考察し、1887年の保護法が必要とされた背景を探る。

第5章では、ソルボンヌ大学でのキリスト教芸術講座を開始させたエミール・マールを取り上げる。マールのキリスト教図像学が、19世紀の中世芸術研究の傾向に対する批判から創始されたものであることを指摘し、19世紀が生み出したゴシック観の修正への取り組みであったことを明らかにする。また、従来の中世研究に新たな視点を導入しようとしたマールの研究が、世紀転換期の社会的・文化的背景においてどのような意味があったのかを問いながら、中世芸術にフランス・アイデンティティの栄光を重ねる中世美術史学の言説の歴史性について考察する。第三共和政が、過去の遺産に対する国家の責任を1887年法によって定めるだけでなく、その研究及び教育システムの形成を連動させながら、総合的な保護体制の確立を目指していたことを論じる。

文化遺産の思想が豊かな発展を遂げるには、時代の感性を代弁する作家たちの声が必要であった。20世紀初頭の政教分離政策によって引き起こされる新たなヴァンドリズムと闘ったのは作

家たちであり、彼らは美術史家や行政官とは異なる視点から遺産の価値を見出してゆく。第Ⅲ部では、作家たちの議論によって、文化遺産の思想が美学的・感情的な領域を獲得し、一部の専門家にとっての問題ではなく、国民全体の問題として広がりを見せてゆくことを明らかにする。

第6章では、宗教的コンテクストの再評価について、ユイスマンスの文学作品とプルーストの論考を通して考察する。19世紀にゴシック建築の復活に影響を与えたシャトーブリアンとユゴーの文学作品を踏まえながら、大聖堂を小説の主題にした作家の眼差しの特徴を捉える。そしてユイスマンスの関心を、1880年代から始まる脱宗教化政策の状況、19世紀の中世考古学の物質主義的傾向という問題領域のなかで分析することによって、この作家の言説が文化遺産の主題においてどのような歴史的な意味をもっていたのかについて検討する。さらにプルーストが政教分離法案に異議を唱えた文章のなかで、大聖堂の礼拝機能の重要性を訴えていたことに注目する。遺産の宗教的コンテクストを守ることの意義が、信仰の有無を越えて、プルーストによってどのように再発見されたのかについて考察する。政教分離へと向かうフランスにおいて、二人の作家の言説が、宗教建築を生み出したキリスト教の精神を軽視し、時には否定してきた19世紀の知と制度のあり方に対する異議申し立てであったことを明らかにする。

第7章では、愛好家たちのアンチ修復論とアンチ美術館論を取り上げ、過去の遺産を歴史的資料としてだけでなく、美的感性に訴えかけるものとして捉える彼らの眼差しについて考察する。世紀末には、英国から移入されたラスキン思想の影響を受けて、ヴィオレ＝ル＝デュックへの批判が噴出する。愛好家たちは時の経過が刻まれた石の美しさを評価し、ある時代を特権化するのではなく、重ねられてゆく記憶の痕跡を尊重するようになる。古い石の摩滅が、建造物の生命として語られ、保存活動において見過ごすことのできない要素となることを明らかにしてゆく。さらに遺産の生命を語るうえで重要となるもうひとつの主題が、土地との絆である。旅をする愛好家たちにとって、本来の場所に根を下ろす作品が何より魅力的なものとなる。作品と土地との結びつきを、審美的な関心ばかりではなく、現在に生きる自己のアイデンティティの問題にまで広げる作家の考察のなかで、美術館の再考が促されることになる。こうした愛好家の眼差しが、19世紀の保存理念の修正を迫るものであったことを確認する。

第8章では、1905年の政教分離法によって発生したヴァンダリズムと、村の教会堂を守るバレスの活動について考察する。政教分離法は礼拝用建造物の管理に大きな混乱を引き起こすことになり、その犠牲となったのは芸術的価値を持たない村の教会堂であった。見捨てられた「我々の教会堂」を救うために立ち上がったバレスの三度に渡る国会での演説を通して、政教分離後における教会堂の存在意義がどのように語られたのかについて考察する。バレスにとって、村の教会堂は芸術創造の源泉というよりもむしろ精神生活の源であった。魂の形成に関わり、教育的な役割を果たす教会堂を保護すべきは、国家の責任であることが主張される。このバレスの訴えは、党派や信仰の違いを超越して多くの賛同を得ることになった。彼の要求の全てが制度上で実現するには至らなかったが、その議論の成果は歴史的記念物基金の設立に結びついてゆく。さらに世紀転換期における過去の遺産をめぐる様々な議論が、1887年法の問題点を掘り起こし、1913年の法改正を後押しすることになった。

以上の考察を通して、フランスにおける文化遺産の思想は大革命、政教分離という文化的危機を乗り越えた末に獲得されたものであることを論じた。その歩みはまさに闘いの歴史である。19世紀末から20世紀初頭の世紀転換期が、フランス文化財保護体制の「確立」の時代であったこと、また、思想としての文化遺産が政治イデオロギーや信仰を越えて共有される時代に入ったことを指摘し、結論とした。